# 工期終了2か月前に申請

単品スライド

# 地整、自治体に運用基準通知

## 国交省　既済部分対象外、材料別適用

国土交通省は13日、単品スライド条項の運用ルールを各地方整備局と地方公共団体に通知した。単品スライド額は「鋼材類」と「燃料油（運搬費用含む）」の各品目ごとに計算した変動額から、対象工事費1・0％を差し引いた額となる。対象工事費は工事中に既存部分検査を終え、材料費を部分払い・引渡しした既済部分を控除した額となる。申請は工期末の2か月前までに請求し、工期終了後に変更契約を行う。同省は「適用工事が昨年発注した全事業費の1％前後と『限定的な運用』になる」と想定。鋼橋など鋼材を多く用いる工事が中心で、燃料油はレアケースになるみている。運用は価格上昇傾向にある「当分の間」とし、今後の価格変動から対象材料の追加も対応していく考え。

単品スライドの全国統一運用ルールは13日から適用を始める。適用申請は工期末の2か月前までとするが、厳しい状況に配慮して7月30日以前に工期を終了する工事は9月30日まで適用申請を受け付ける。適用希望する受注者はスライド額算定で必要となる▽実際に購入した対象材料の価格（数量と単価）▽購入先▽搬入・購入した月――を証明する書類を申請時に提出しなければならない。

適用対象は鋼材類（H形鋼、異形棒鋼など）と燃料油の2種類。燃料油は要望の高かった現場に搬入する運搬費用（燃料油購入量を客観的に確認できるもの）も対象に加えた。

単品スライドの適用は鋼材類と燃料油に該当する各材料ごとに判断する。同じ工事でもH形鋼の変動額が対象工事費1％以上ならH形鋼分を適用されるが、燃料油の変動額が対象工事費1％を下回れば燃料油分の単品スライド額は適用外となる。

単品スライド額の計算は各材料ごとの「変動額」から「対象工事費1％」を差し引いた額。

各材料の「変動額」は変動後価格（単価×数量）から、価格変動前の金額を差し引いたもの。変動額計算に用いる「単価」は、鋼材類で現場搬入月の実勢価格（加重平均方式）、燃料油で購入月の実勢価格（同）とした。ただし燃料油は月ごとの購入数量が不明な場合に工期中の各月平均処理となる実情に考慮した特例を設けた。同様に「数量」は、設計図書に記載した数量、一式計上の工種で発注者の設計数量のあるもの、各種資材運搬の燃料油購入量が客観的に確認できるものとした。

単品スライドの適用開始時期は出来形払い等で資材代金を既済した時期から始まる。スライド額の算定に用いる「対象工事費」1％も既済部分を除いた請負額となる。

ただし、13日以降の出来高部分等は当該工事で単品スライドの協議をすると受注者から要望すれば、過去訴求できる措置を設けた。この場合、既存部分検査の合格通知に単品スライド条項の適用対象とする記載を明記しなければならない。

通達では、全体スライドと単品スライドの併用方法も明示。近年の労務単価下落傾向から、必ずしも併用の方が受注者利益になるとは限らないという。

単品スライドはオイルショック時の「特約条項」から28年ぶりに発動する。今回は初めて具体的な運用基準を制定したことで、資材高騰で工事採算悪化に悩む建設業者が申請しやすい環境を整えた。

### 自治体、民間工事など波及効果期待

冬柴国交相

冬柴鉄三国土交通相は13日の定例会見で、直轄工事に適用する単品スライド条項が「自治体や民民契約の契約変更にも一石を投じる」と幅広く波及する期待感を示した。

単品スライド条項の運用ルールは地方自治体にも通知したが、適用有無は各発注者の判断に委ねている。

冬柴大臣は社会的状況変化に応じて契約内容を変更する『事業変更の原則』により、鋼材や燃料の価格急騰分を契約変更を求めることができる法の原則を説明。その上で「事業変更の原則と国直轄工事の対応が地方自治体や民民契約の改善される一つの手がかりになる」と述べた。

## 変更額の下請支払徹底を

### 建設業界団体へ対応通知　国交省

国土交通省は13日、単品スライド適用後の変更額を下請業者らへ適切に支払うことを建設業団体に通知した。同日通知した単品スライド条項の運用基準を受けて、適用後の元請業者対応を適正化する措置となる。建設業団体長（101団体）に対しては、単品スライドによる増加分を下請業者、資材業者、建設機械・仮設機材賃貸業者、運送業者へ変更代金支払いを徹底する指導を求めた。

### 全国建設業協会

浅沼健一会長

鋼材などの資材高騰が会員企業の近年の収益悪化に拍車をかけ、もはや個別企業の自助努力で対応しきれない状況にあったため、単品スライド条項の速やかな発動を自由民主党「公共工事の品質確保に関する議員連盟」や国土交通省等に要望してきた。

この憂慮すべき事態を真摯に受け止め、1980年の発動以来、鋼材や燃料油を対象とした単品スライド条項をスピード感を持って発動して頂くこととなった。自民党品確議連や国交省をはじめとする政府関係機関の理解ある行動に敬意を表すると共に感謝を申し上げる。今後、地方公共団体や民間発注者でも同様の措置が早急にとられることを期待する。

### 日本土木工業協会

葉山完児会長

今般、国土交通省から単品スライド条項の適用に関する基準が策定され、単品スライド条項の適用が進められることとなった。昨今の鋼材等を中心とした急激な資材価格の高騰に対し、公共工事の発注者として適切に対応していただくことは大変心強い限り。地方公共団体、民間等の工事に関しても同様の対応がなされることを期待する。

業界としても、下請企業等への適正な支払いに留意するなど、適切に対応していく。今般の単品スライド条項適用に関し、支援をいただいた「公共工事の品質確保に関する議員連盟」や、迅速に対応いただいた国土交通省等の関係機関に対し御礼を申し上げる。